

定期報告書作成と提出のお願い

青森県

1 定期報告の目的と利用の範囲

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、全ての家畜の所有者は、飼養頭羽数及び衛生管理の状況について、年1回、県に報告することが義務づけられています。

家畜（※）を1頭または1羽でも所有している場合は、別紙の「定期報告書」の様式に令和8年2月1日現在の飼養頭羽数や衛生管理の状況等を記載し、提出してください。

報告書の内容や記載方法についてのお問い合わせは八戸家畜保健衛生所までお願いします。

なお、皆様から報告いただいた内容については、下記のとおり利用しますので、御了承願います。

【利用の範囲】

- ① 家畜の飼養管理状況の確認、指導の参考とします。
- ② 家畜防疫及び畜産振興を目的として、国、市町村及び県の畜産担当部署間で情報の共有を行います。（畜産担当部署以外に個人情報が提供されることはありません）
- ③ 家畜の飼養頭羽数等については、市町村ごとに集計を行いますが、集計結果については、農業畜産関係団体に対し、個人の飼養状況が確認できないよう集計・加工した上で、提供される場合があります。
※ただし、黒毛和種繁殖農家の氏名、住所、繁殖雌牛の飼養頭数の情報については、県基幹種雄牛の凍結精液を適正に配分するため、供給計画を作成する全国農業協同組合連合会青森県本部に提供します。

※家畜：牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏（シャモ、チャボ、ウコッケイ等を含む）、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、および七面鳥
なお、愛玩用（ペット）として少数を飼育している場合であっても報告が必要です。

2 定期報告書提出期日

令和8年3月6日（金）

3 提出方法

郵送、FAX、電子メール又は持参により以下のいずれかに提出してください。なお、市町村に提出する場合で、所有者の住居地と衛生管理区域（農場、家畜の飼養場所）の所在地の市町村が異なる場合は、衛生管理区域が所在する市町村に提出してください。農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるオンライン提出も可能ですが、本県で実施する家畜改良関係頭羽数等調査に必要な項目について、別途聞き取りさせていただきます。

・各市町村の畜産担当課

・八戸家畜保健衛生所

〒039-1101
八戸市大字尻内町字毛合清水7-2
青森県三八農林水産事務所 八戸家畜保健衛生所
FAX: 0178-27-7418
メール: ha-kaho@pref.aomori.lg.jp

4 定期報告書の作成に当たっての注意事項

- ・ 本報告書は、衛生管理区域（農場）ごとに、その農場で飼養している「家畜の所有者」が作成して提出してください。
- ・ ただし、「家畜の所有者」と「農場の管理者」、実際に家畜を管理している「飼養衛生管理者」が異なる場合（預託農場など）は、農場の管理者や飼養衛生管理者が作成することもできます。（例年、預託農場等で、家畜の所有者（預託元の会社）と農場の管理者がそれ別々に報告書を作成・提出し、同一農場の報告書が重複する事例が散見されています。預託農場等の場合は、預託元の会社と農場の管理者（農場主）のどちらが報告書を提出するのか、事前に確認することをおすすめします）
- ・ 本県では報告書の内容を頭羽数等調査にも活用できるよう、一部が本県独自の様式となっています。また、報告書をパソコンで作成するために様式のファイルが必要な場合などは、八戸家畜保健衛生所のウェブサイトに掲載されているものを使用してください。（「八戸家畜保健衛生所」で検索していただき、ウェブサイト内の「定期報告」のページからファイルをダウンロードできます）
- ・ 小規模所有者（※）は、以下の様式のうち（3）及び（4）の提出は不要です。 昨年度までの報告で小規模所有者だった方には（3）及び（4）の様式を送付していませんが、飼養頭羽数が増えて、小規模所有者でなくなった場合は提出が必要です。 その場合、追加で様式をお送りしますので八戸家畜保健衛生所までお問い合わせください。

※小規模所有者：牛、水牛、馬：1頭のみの所有者

鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：6頭未満の所有者

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥：100羽未満の所有者

だちょう：10羽未満の所有者

（1）基本情報

- ・ 原則として、衛生管理区域（農場）ごとに作成が必要です。複数の衛生管理区域（農場）がある場合は、衛生管理区域の所在地ごとに作成してください。
- ・ 家畜・家きんの所有者や農場管理者が法人の場合は、必ず法人名も記入してください。
- ・ その他詳細は記入例を参考にしてください。

（2）家畜の種類及び飼養頭羽数等

- ・ 畜種ごとに該当する様式に記載してください。複数の畜種を所有している場合は、所有する全ての畜種の様式に記入し、提出してください。
- ・ 原則として令和8年2月1日現在の飼養頭羽数を記入してください。ただし、直前に出荷や移動を行ったことにより、一時的に飼養頭羽数が通常よりも相当数少なくなっている場合は、通常時の飼養頭羽数（常時頭羽数）を記入してください。
- ・ 当所で把握している情報に基づき、前年度の時点で飼養している畜種の様式をお送りしていますが、新たな畜種の飼養を開始している場合は八戸家畜保健衛生所までご連絡ください。

（3）飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況チェック表

- ・ 畜種ごとに該当する様式に記入してください。牛と馬など、複数の畜種を所有している場合は、所有する全ての畜種の様式に記入して提出してください。

（4）添付書類

- ・ 記入例を参考にして作成してください。

報告書作成にあたり不明な点がありましたら八戸家畜保健衛生所までお問い合わせください